**資料２－１**

**地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程改正の概要**

**１　改正理由**

　　　常勤の役員等の基本給月額減額期間を継続するため、所要の規定整備を行う。

**２　改正内容**

　　①　常勤の役員等の基本給月額の減額期間の継続に伴う改正

　　　　・理事長の基本給月額の14％減額を平成31年３月31日まで継続する。

【附則（平成20年規程第92号）第２項及び附則（平成23年規程第160号）第３項】

**３　施行日**

　　　平成30年３月28日（適用日：平成30年４月１日）